

おしらせ **HOT**  **コーナー**

市役所の電話 **☎996-2111** FAX **995-7367**

HOTコーナーに掲載の情報について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

 **案内**

**会議の傍聴**

●第2回八潮市男女共同参画審議会の傍聴

☎8月25日(月) 午前10時～11時30分

場市役所会議室3-4  
 内容第4次八潮市男女共同参画プランの推進状況に係る審議などについて

定3人(申込順)  
 用8月22日までに、電話で人権男女共同参画課(☎811)へ

●第1回八潮市青少年健全育成審議会の傍聴

☎8月26日(火) 午前10時～

場八潮メセナ集会室  
 内容令和6年度青少年健全育成事業報告などについて

定5人(当日先着順)  
 問社会教育課(☎357)

●第1回八潮市自立支援協議会の傍聴

☎9月2日(火) 午後7時～

場市役所会議室3-4  
 内容第8次八潮市障がい者行動計

画・第7期八潮市障がい福祉計画における令和6年度の実績報告などについて  
 定5人(申込順)  
 用9月1日までに、電話で障がい福祉課(☎457)へ

**全国一斉情報伝達試験放送**

地震や武力攻撃など、国からの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。  
 ☎8月20日(水) 午前11時ごろ  
 ※災害や天候などにより、中止する場合があります。

内容チャイムの音に続いて、次の放送が流れます。▶これは、Jアラートのテストです(3回)  
 ▶こちらは、防災やしおです  
 問危機管理防災課(☎804)

**広報やしお配置場所の追加**

新たに追加した広報やしおの配置場所をお知らせします。  
 場(株)ハル(伊草2-12-28)  
 問秘書広報課(☎423)

**ふれあい農園整備事業費補助金**

ふれあい農園の整備事業に対し、補助金を交付します。

内容ふれあい農園の開設を希望する農地所有者

補助対象 農機具置場、トイレ、水道、外柵などの整備

補助金額 整備費用の2分の1(上限75万円)

設置基準など詳しくは、お問い合わせください。

問都市農業課(☎299)

**やしお家づくりデザインマナーブック**

八潮らしい街並みづくりを推進するため、これから家づくりをしたい方や購入を考えている方に向け、家族・地域・街並みの「つながり」をコンセプトに、家や街並みの魅力アップのアイデアを市ホームページで紹介しています。ぜひご覧ください。

問都市計画課(☎348)

**就学時健康診断**

令和8年度入学予定の小学校

新1年生を対象に、就学時健康診断を通学予定校で実施します。日程など詳しくは、市ホームページまたは後日郵送する通知書をご覧ください。

※病気など、やむを得ない事情により健康診断を受けることができない場合は、学務課へご連絡ください。

問学務課(☎352)

**成人式の開催日が変わります**

20歳を迎えた皆さんが成人式に参加しやすくするため、令和9年度(令和10年1月実施)以降の成人式式典の開催を、成人の日(1月第2月曜日)から、その前日の日曜日に変更します。  
 ※今年度および来年度は従来通り成人の日で開催しますので、ご注意ください。

問社会教育課(☎357)



**財産や権利を守る～成年後見制度～**

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を守るため、家庭裁判所が選んだ支援者が法的に支援する制度です。

問八潮市成年後見センター(社会福祉協議会内)☎995-3636

**成年後見制度の種類と内容**

名称		利用できる方
法定後見制度	後見	日常生活で判断能力がほとんどない方(日常の買い物なども1人ではできない場合)
	保佐	日常生活で判断能力が著しく不十分な方(日常の買い物などは1人でできるが、重要な財産管理などはできない場合)
	補助	日常生活で判断能力が不十分な方(重要な財産管理などを1人ですることが不安な場合)
手続き		利用者本人が市内に住所を有する場合は、さいたま家庭裁判所越谷支部(☎910-0123)に申立書を提出
申立人		利用者本人、配偶者、4親等内の親族など
任意後見制度		現在は判断能力が十分ある方(将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、本人が選んだ任意後見人と任意後見契約を結びます)

成年後見センターでは、成年後見制度についての説明や利用手続きに関する相談受付、市民後見人育成のための各種講座を開催しています。また、成年後見制度以外の制度や相談先がある場合は、併せて情報提供を行っています。

**屋外広告物の適正な管理に努めましょう**

国では、全国的に9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」として、屋外広告物の適正化に向けた普及啓発や、違反広告物に対する国民や企業の意識啓発などを行っています。

問都市計画課(☎348)

近年、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題になっています。

表面はきれいな看板に見えても、内部では腐食が進み、落下や倒壊などの事故が生じ、取り返しのつかない事態を招くおそれがあります。屋外広告物の安全対策を推進するために、定期的に点検し適正に管理しましょう。

また、電柱などに貼られた住宅売買のはり紙などは違反広告物です。市で定期的に撤去を実施しているほか、市民ボランティア団体(現在6団体が登録)でも実施しています。活動にご協力いただける方は、都市計画課へご連絡ください。



**県道松戸草加線中央一丁目交差点の道路陥没事故にかかる健康相談**

問保健センター☎995-3381

保健センターでは、この事故により心身の不調や悩みを抱えた方に対し、保健師による健康相談を電話、窓口、訪問で随時行っています。ひとりで悩まずにご相談ください。